

豊田市省エネ設備導入支援補助金の新設について

1 当該補助制度のターゲット

- エネルギー価格の高騰の影響により、経営収支の改善を検討している事業者
- カーボンニュートラルを率先して推進する事業者
- 資源エネルギー庁が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下「国補助金」という。）」に、採択されなかった又は申請できなかった事業者

2 制度概要

事業期間	令和4年度～5年度
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者（全業種）など ※大企業は対象外
補助対象事業	市内事業所の既設設備を、資源エネルギー庁が指定する省エネ設備に更新する事業で、令和4年7月1日以降に発注したもの ※国補助金にて、省エネ設備として各メーカーの具体的な型番を指定 ※国補助金の指定設備のうち、ユーティリティ設備（注）のみが対象
補助対象経費	設備費 ※設置費などは対象外
補助金額	①設備の型番ごとに国補助金で設定される補助額又は補助対象経費の1/2の額のいずれか低い額 ②上限額 500万円
申請期間	令和4年10月～令和5年12月
予算規模	総額5億円
その他	・国補助金との併用は不可 ・申請は事業所ごとに行い、事業期間中の複数回の申請は不可

（注）ユーティリティ設備：空調、照明など、工場等を稼働・維持するために必要となる用役設備

3 国補助金との差異

	市補助金	国補助金
受付期間	通年	公募期間限定（約1か月間）
採択率	高い（予算の範囲内）	低い（約50%）
事業完了の制限	令和5年度末まで	各年度内
上限額	500万円	1億円
対象事業者	大企業を含まない	大企業を含む

4 周知方法

- 豊田商工会議所や商工会、豊田市飲食業組合、豊田ホテル旅館組合、足助旅館組合、その他の業界団体を通じて、会員等へ周知（PRチラシの配布など）
- 金融機関、設備設置業者等へも周知し、顧客への紹介を依頼